

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約

佐藤義彦

はじめに

一九七五年一二月一五日にルクセンブルグにおいて、

ヨーロッパ特許について、歐州經濟共同体を構成する全國家内において統一的な効力を付与することを主たる目的とするものである。

ヨーロッパ特許条約は、歐州經濟共同体構成国以外のヨーロッパ諸国も加盟することができる条約であり、統印し、これを公刊した。この条約は、一九七三年一〇月五日にミュンヘンで調印された「ヨーロッパ特許の付与に関する条約（ヨーロッパ特許条約⁽¹⁾）」により、歐州經濟共同体に加盟する国家を指定国として付与されたヨーロッパ特許条約（ヨーロッパ特許⁽²⁾）」による。ところが、ここにいう「ヨーロッパ

特許」とは、ヨーロッパ特許条約の全加盟国に共同な一つの統一的特許を意味するものではないのである。ヨーロッパ特許の付与を出願するに際し、出願人は、ヨーロッパ特許条約加盟国中のどの国家において特許保護を求めるかを指定することになっており、ヨーロッパ特許はその指定された国家においてのみ効力を有するとされていいる。のみならず、ヨーロッパ特許の権利内容は全指定国について同一ではなく、各指定国ごとにそれぞれの指定国における国内特許の権利内容と同一である、とされている。ヨーロッパ特許が「国内特許の束」であると評されるのはそのためである。

共同体特許条約は、ヨーロッパ特許の右のような原則

に対する重大な例外を定めたものであり、欧洲經濟共同体の構成国だけで調印されている。この条約は、欧洲經濟共同体を、ヨーロッパ特許に対する関係では、一国と同一に取り扱い、そのヨーロッパ特許の権利内容を定めたものである。共同体特許条約中によじては、欧洲經濟

共同体を指定国として付与されたヨーロッパ特許（共同体特許）は、欧洲經濟共同体の各構成国の国内特許法によりその権利内容が定まるのではなく、共同体特許条約の定めるところによること、共同体特許は単一でありその効力は欧洲經濟共同体の全領域に及ぶとともに全領域に対する関係でのみ消滅することを基本として、特許実体法、特許手続法の体系的な規定が置かれている。

ヨーロッパにおける特許法体系の研究にあたっての第一段階の資料として、ここに共同体特許条約の全文の訳出を試みたが、今後その実質的内容の検討を加えたいと念願している。

（一九七七、九、二六）

(1) Übereinkommen über das europäische Patent für den Gemeinsamen Markt (Gemeinschaftspatentübereinkommen); Convention for the European patent for the common market (Community Patent Convention); Conven-

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約

tion relative au brevet européen pour le marché commun
(Convention sur le brevet communautaire) (76/76 EWG),
Amtsbl. Eur. Gem. Nr. L 17/1 vom 26. Januar 1976. たゞ
ヨーロッパ特許機関 GRUR Int. 1976 Heft 5, 231 並記
載れん。

(～) Übereinkommen über die Erteilung europäischer Patente (Europäisches Patentübereinkommen); Convention on the Grant of European patents (European Patent Convention); Convention sur la délivrance de brevets européens (Convention sur le brevet européen)
ヨーロッパ特許条約 (ヨーロッパ特許機関・ヨーロッパ特許条約の解説 (第1条約) (締結協定・昭和41年) を参照された。

- | | |
|-------------|--------------------|
| 第一条 共通特許法 | 第五条 ヨーロッパ共同体裁判所の管轄 |
| 第二条 共同体特許 | 第六条 國内特許 |
| 第三条 共同の指定 | 第七条 特別部局 |
| 第四条 特別部局の設置 | 第一節 ヨーロッパ特許庁特別部局 |

- | | |
|-------------------|----------------|
| 第八条 特許管理部 | 第九条 無効部 |
| 第十条 無効院 | 第十一條 無効院構成員の任命 |
| 第十二条 無効院構成員の独立性 | 第十三条 除斥および忌避 |
| 第十四条 手続および刊行物の使用語 | 第十五条 構成 |
| 第十六条 議長 | 第十七条 事務局 |
| 第十八条 総会 | 第十九節 管理会議小委員会 |

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する
条約 (仮訳)

前文
第一章 一般規定やるべき組織に関する規定
第一節 一般規定

III 次
第一節 一般規定やるべき組織に関する規定
第一節 一般規定

| | |
|------------------------------|------------------------------|
| 第一九条 管理会議小委員会の公用語 | 第三十五条 共同体特許の撤回および無効の効果 |
| 第二〇条 管理会議小委員会の個別的権能 | 第三六条 侵害の場合における国内法の補充的適用 |
| 第二一条 投票権 | 第三節 国内の権利 |
| 第二二条 投 票 | 第三七条 国内の先願権 |
| 第二三条 累積投票 | 第三八条 先使用権および人的占有権 |
| 第四節 財政規定 | 第四節 財産の対象としての共同体特許 |
| 第二四条 財政上の義務と収益 | 第三九条 共同体特許の国内特許としての取扱い |
| 第二五条 予算に関する管理会議小委員会の権限 | 第四〇条 権利移転 |
| 第二六条 手数料規則 | 第四一条 強制執行手続 |
| 第二章 特許実体法 | 第四二条 破産手続または破産類似の手続 |
| 第一節 共同体特許を取得する権利 | 第四三条 契約による実施権 |
| 第二七条 共同体特許を取得する権利の主張 | 第四四条 実施許諾用意 |
| 第二八条 権利者交代の効果 | 第四五条 財産の対象としてのヨーロッパ特許出願 |
| 第二節 共同体特許およびヨーロッパ特許出願の効力 | 第四六节 強制実施権 |
| 第二九条 発明の直接的実施の禁止 | 第四七条 不実施または不十分な実施を理由とする強制実施権 |
| 第三〇条 発明の間接的実施の禁止 | 第四八条 利用特許のための強制実施権 |
| 第三一条 共同体特許の効力の制限 | 第三章 共同体特許の維持、消滅、制限および無効 |
| 第三二条 共同体特許権の消滅 | 第一節 維持および消滅 |
| 第三三条 審査手続および異議手続中におけるクレームの翻訳 | 第四九条 年次手数料 |
| 第三四条 出願公開後のヨーロッパ特許出願から生じる権利 | |

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約

| | |
|---------------------------|-------------------------------|
| 第五〇条 放棄 | 第六六条 共同体特許公報 |
| 第五一条 消滅 | 第六七条 公衆および官庁に対する情報の提供 |
| 第二節 制限手続 | 第六八章 共同体特許に関する訴えの管轄と手続 |
| 第五十二条 制限申立て | 第一節 裁判管轄および強制執行 |
| 第五十三条 審理 | 第六九条 共同体特許に関する訴えについての国内裁判所の管轄 |
| 第五十四条 制限申立ての棄却または共同体特許の制限 | 第七〇条 管轄に関する補充規定 |
| 第五十五条 制限手続における新しい特許明細書の刊行 | 第七一条 承認および強制執行に関する補充規定 |
| 第三節 無効手続 | 第七二条 国内の官庁 |
| 第五十六条 無効申立て | 第七三条 ヨーロッパ共同体裁判所による中間裁判 |
| 第五十七条 無効原因 | 第二節 手続 |
| 第五十八条 審理 | 第七四条 手続法 |
| 第五十九条 共同体特許の無効宣告または維持宣告 | 第七五条 立証責任 |
| 第六〇条 無効手続における新しい特許明細書の刊行 | 第七六条 国内裁判所の職務 |
| 第六一条 費用 | 第七七条 手続の中止 |
| 第四章 抗告手続 | 第七八条 保護範囲に関する意見の表明 |
| 第六二条 抗告 | 第七九条 特許侵害の可罰性 |
| 第五章 共通規定 | 第八〇条 重複保護の禁止 |
| 第六四条 手続および代理の一般規定 | 第八一条 国内特許権の消尽 |
| 第六五一条 共同体特許記録簿 | |

第八二条 国内特許への強制実施権

第八三条 出願公開されない国内特許出願もしくは国内特許の効力

力

第八四条 国内の実用新案および実用特許

第八章 経過規定

第八五条 執行条約の適用

第八六条 共同体特許とヨーロッパ特許との選択可能性

第八七条 事後における共同体特許の選択

第八八条 共同体特許明細書の翻訳に関する留保

第八九条 強制実施権に関する留保

第九〇条 侵害手続に関する留保

第九一条 その他の経過規定

第九章 終結規定

第九二条 施行規則

第九三条 ヨーロッパ経済共同体条約の優先

第九四条 批准

第九五条 加盟

第九六条 第三国の関与

第九七条 適用地域

第九八条 発効

第九九条 この条約の存続期間

第一〇〇条 改正

第一〇一 条 当条約締約国間の争訟

第一〇二条 この条約の正文

第一〇三条 通告

前文

ヨーロッパ経済共同体条約の締約諸国は、

その主権領域につき一九七三年一〇月五日のヨーロッパ特許の付与に関する条約に則り付与されたヨーロッパ特許に、統一的でかつ自足的な効力を付与することを望み、

とくに、国内保護権の領域的限界から生ずるヨーロッパ経済共同体内部における競業上の歪みを除去することによって、ヨーロッパ経済共同体条約の目的の実現に寄与するような共通の特許体系を創設することに努め、

ヨーロッパ経済共同体条約の基本的目的の一つが自由

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約

な商品流通に対する障害の除去にあることを考慮し、

右の目的が、特許保護を受けている商品の自由な流通に關して、達成されるよう保障するうえに最も適當な手段の一つが、共通の特許体系の創設にあることを考慮し、

それゆえ、かかる共通の特許体系を創設することが、ヨーロッパ経済共同体条約の目的の実現および共同体の法秩序と不可分に結びついていることを考慮し、

この目的のために、ヨーロッパ特許の付与に関する条約第一四二条の意味における特別協定、一九七〇年六月

元的に解釈されることならびにそれゆえヨーロッパ共同体裁判所に管轄権を与えることが不可欠であることを考慮し、

ヨーロッパ経済共同体に課された任務の履行を容易にするにはこの条約の締結が不可避であることならびにそれがゆえこの条約の締結は各国内的批准手続を経た各締約国により共同体の義務の履行のために採られるべき適当な措置であることを確信して、

以下の条約を締結することとし、以下の者を全権委員に任命した

—ベルギー国王陛下

—デンマーク女王陛下

—ドイツ連邦共和国大統領

—フランス共和国大統領

—アイルランド大統領

—イタリア共和国大統領

—ルクセンブルグ大公殿下

一九日の特許協力条約第四十五条第一項の意味における広域特許条約および一八八三年三月二〇日にパリで署名され最終的には一九六七年七月一四日に改正された工業所有権の保護に関する条約第一九条の意味における特別の取極となる条約を締結することが必要であると考慮し、この条約は共同体特許から生ずる権利および義務はヨーロッパ経済共同体の全領域において同一であるよう一

一オランダ女王陛下

一グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国

女王陛下

全権委員は、ヨーロッパ共同体理事会において会合し、良好かつ妥当な形式の全権委任状を交換した後次のように協定した。

第一章 一般規定および組織に関する規定

第一節 一般規定

第一条 共通特許法

(1) この条約は、当条約締約諸国間に共通な発明特許の法体系を創設するものである。

(2) ヨーロッパ特許の付与に関する条約（以下ではヨーロッパ特許条約といふ）に則りこの条約の締約国について付与されたヨーロッパ特許およびこの条約の締約国

を指定国とするヨーロッパ特許出願については、この共通法の規定するところによる。

第二条 共同体特許

(1) 当条約締約諸国について付与されたヨーロッパ特許は、共同体特許という。

(2) 共同体特許は単一性を有する。共同体特許はこの条約の適用される全主権領域で同一の効力を有し、かつ、右の全主権領域に対する関係でのみこれを付与し、無効の宣告をしまだは消滅さしができる。この条約の締約国を指定国とするヨーロッパ特許出願についても同様である。

(3) 共同体特許は自足性を有する。共同体特許はこの条約の諸規定ならびにヨーロッパ特許条約の諸規定すべてのヨーロッパ特許に適用され、それゆえ、そのかぎりにおいて当条約の規定とみなされるものにのみ服する。

第三条 共同の指定

ヨーロッパ特許条約第七九条に則つてなされる当条約

締約国の指定は、共同してのみこれを行なうことができ
る。当条約締約国の一国もしくは数国のみの指定は全締

約国の指定とみなす。

正し補充する。

第六条 国内特許

この条約は、国内特許を付与することができる当条約
締約諸国の権利に影響を及ぼすものではない。

第四条 特別部局の設置

ヨーロッパ特許庁内に、当条約締約諸国間に共同な特
別部局を設置し、この条約中に規定されている手続の実
施にあたる。特別部局の活動は、ヨーロッパ特許機構管
理会議小委員会によって、監視される。

第二節 ヨーロッパ特許庁特別部局

第七条 特別部局

特別部局は次のとおりとする。

(ア) 特許管理部（単数）

- (イ) 無効部（単数または複数）
- (ウ) 慫告院（単数または複数）

第五条 ヨーロッパ共同体裁判所の管轄

(1) この条約中に定めのあるときは、ヨーロッパ共同
体裁判所がこの条約に関して管轄を有する。ヨーロッパ

第八条 特許管理部

経済共同体裁判所規約に関する議定書および同裁判所手
続規則が適用されるべきものとする。

(2) ヨーロッパ経済共同体裁判所手続規則は、必要に
応じて、ヨーロッパ経済共同体条約第一八八条に則り修

(1) 特許管理部は、共同体特許に関するヨーロッパ特
許庁の事務のうちヨーロッパ特許庁の他の部局の管轄に
属さないすべてのものについて、管轄を有する。特許管

理部は、なかんずく、共同体特許記録簿中における記載に
に関する決定について、管轄を有する。

(2) 特許管理部の決定は、法律に素養のある一名の部員でこれを行なう。

(3) 特許管理部の部員は、ヨーロッパ特許条約により設立された抗告院もしくは大抗告院または無効院に属することは許されない。

第九条 無効部

- (1) 無効部は、共同体特許の制限および無効宣告の申立てに対する審理ならびに第四四条第五項による報酬の確定について、管轄を有する。
- (2) 各無効部は、部長として法律に素養のある一名の部員と技術に素養のある二名の部員で構成する。ただし、終局決定を発するまでの審理は、当該無効部に属する一名の部員に委任することができる。口頭審理は当該無効部において行なう。

第一〇条 無効院

(1) 無効院は、無効部および特許管理部のした決定に対する抗告の審理ならびに共同体特許の保護範囲に関する意見の表明について、管轄を有する。

(2) 無効部のした決定に対する抗告の場合には、無効院は部長となる一名を含む法律に素養のある二名の者と技術に素養のある三名の者で構成する。

(3) 特許管理部のした決定に対する抗告の場合には、無効院は法律に素養のある三名の者で構成する。

(4) 共同体特許の保護範囲に関する意見の表明の場合には、無効院は、原則として、部長となる一名を含む法律に素養のある二名の者と技術に素養のある二名の者で構成する。意見の表明が無効部のした決定に対する抗告についての決定と関連してなされるべきときまたは意見の表明の性質上必要であると無効院が考えるときは、無効院は第二項に則つて構成する。

第一条 無効院構成員の任命

(1) 管理会議小委員会は以下の者を任命する。

(ア) 無効院部長 管理会議小委員会委員の提案に基づきヨーロッパ特許庁長官の意見を審尋した後、

または、ヨーロッパ特許庁長官の提案に基づき、任命する。

(イ) その他の無効院構成員 ヨーロッパ特許庁長官の提案に基づき任命する。

(2) 管理会議小委員会は、ヨーロッパ特許庁長官の意見を審尋した後、無効院の構成員を再任することができる。

(3) 管理会議小委員会は、第一二条第一項の場合のほか、第一項により任命された職員に対し、懲戒権を行使する。

(4) 施行規則の定めるところに従い、無効院の手続規則を定める。管理会議小委員会の許可を必要とする。

第二三条 除斥および忌避

(1) 無効部および無効院の構成員は、事案に個人的な利害を有しているとき、かつてその事案につき当事者の一方の代理人として行為したときまたはその事案につき

つ、この期間内はその職務を解くことはできない、ただし、重大な理由が存するときでかつヨーロッパ共同体裁判所がヨーロッパ特許庁長官の申立てに基づき解任の決定をしたときはこのかぎりでない。

(2) 無効院の構成員は、ヨーロッパ特許条約により設立された受理課、審査部、異議部もしくは法律部または特許管理部もしくは無効部に属することは許されない。

(3) 無効院の構成員は、その決定をするに際し、いかなる指示にも拘束されることなく、この条約の規定にのみ服する。

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約

第一二条 無効院構成員の独立性

(1) 無効院の構成員は五年の任期でこれを任命し、か

する。

(1) 無効部および無効院の構成員は、事案に個人的な

利害を有しているとき、かつてその事案につき当事者の一方の代理人として行為したときまたはその事案につき

付与手続もしくは異議手続の終局決定に関与したときは、その事案の審理に関与することができない。無効院の構成員は、また、前審の終局決定に関与したときは、

その抗告手続に関与することができない。

(2) 無効部または無効院の構成員は、第一項中に掲げられている理由またはその他の理由のため手続に関与す

ることができないと考えるときは、その旨を部または院に通知する。

(3) 第一項中に掲げられている理由があるときまたは不公平な決定のなされるおそれがあるときは、各当事者は無効部または無効院の構成員を忌避することができる。

忌避は、忌避原因の存在していることを知った後に手続の申立てをしましたは意見の表明をしたときは、これをすることはできない。忌避は、部もしくは院の構成員の国籍を理由としてこれをすることはできない。

(4) 第二項および第三項の場合には、当該無効部または無効院が、当該構成員の関与なしに、決定を行なう。

この決定に際しては、忌避された構成員に代え、その代理人をもつて充てる。

第一四条 手続および刊行物の使用語

(1) ヨーロッパ特許局の公用語は、特別部局の公用語でもある。

(2) ヨーロッパ特許条約第一四条第二項第二文により提出された翻訳は、特別部局におけるすべての手続の一

間、当初に提出されたヨーロッパ特許出願の文言との一致をはかることができる。

(3) 施行規則中に別段の定めのないかぎり、共同体特許が付与されたヨーロッパ特許局の公用語が、その共同体特許に關して特別部局に係属するすべての手続において、手続語として使用されるべきものとする。

(4) ヨーロッパ特許局の公用語以外の言語を公用語としている当条約締約国の一国内に住所または本店を有する自然人または法人、ならびに、これらの国家の国民で

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約

外国に住所を有している者は、提出につき期限の定めある書面を、当該国家の公用語で提出することができる。ただし、施行規則中に定められている期間内に、手続語への翻訳を提出しなければならない、施行規則中に定めのある場合には、ヨーロッパ特許庁の他の公用語の一つへの翻訳を提出することもできる。

(5) 書面がこの条約中に定められている言語で提出されないととき、または、この条約中で定められている翻訳が必要な期間内に提出されないとときは、その書面は提出されなかつたものとみなす。

(6) 制限手続までは無効手続において刊行される新しい共同体特許明細書は、手続語によつてこれを刊行する、新しい共同体特許明細書は、当条約締約国中手続語を公用語としていなないいづれか一國家の一公用語への翻訳を含む。

(7) 共同体特許公報はヨーロッパ特許庁の三公用語によつて刊行する。

(8) 共同体特許記録簿への登録は、ヨーロッパ特許庁の三公用語によつて行なう。疑問が生じたときは、手続語による登録を基準とする。

(9) この条約のいかなる締約国も、ヨーロッパ特許条約第六五条、第六七条第三項、第七〇条第三項中に定められている権能を行使しないものとする。

第三節 管理会議小委員会

第一五条 構成

(1) 管理会議小委員会は、この条約締約国の代表およびヨーロッパ共同体委員会の代表ならびにそれらの代理とからなる。この条約の各締約国およびヨーロッパ共同体委員会は、一名の代表と一名の代理を、管理会議小委員会のために任命する権利を有する。この条約の締約国は、管理会議および管理会議小委員会において、同一の者により代表されるべきものとする。

(2) 管理会議小委員会会員は、管理会議小委員会規則

の定めるところにより、顧問または専門家の補佐を受け
ることができる。

第一六条 議長

(1) 管理会議小委員会は、当条約締約国の代表および

その代理のうちから、一名の議長と一名の副議長を選任
する。副議長は、議長に事故あるときは、当然、議長に
代わる。

(2) 議長および副議長の任期は三年とする。再選を妨
げない。

第一七条 事務局

(1) 管理会議小委員会はその会員中五名の者からなる
事務局を設置することができる。

(2) 管理会議小委員会の議長および副議長は、当然、
事務局員となる、その他の三名の事務局員は、管理会議
小委員会がこれを選任する。

(3) 管理会議小委員会が選任した事務局員の任期は三
年とする。この事務局員の再選は許されない。

(4) 事務局は管理会議小委員会が管理会議小委員会規
則の定める範囲内で委託した任務を履行する。

第一八条 総会

(1) 管理会議小委員会議長は総会を招集する。

(2) ヨーロッパ特許庁長官は審議に参加する。

(3) 管理会議小委員会は、毎年一回、通常総会を開催
する、議長の発議または当条約締約国三分の一の申立
てがあるときは、総会を開催する。

(4) 管理会議小委員会の審議は、議事日程に基づき、
管理会議小委員会規則に従つて行なう。

(5) 仮の議事日程には、管理会議小委員会規則に従つ
て当条約の各締約国がその上程を要請したすべての議題
を含むものとする。

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約

第一九条 管理会議小委員会の公用語

(1) 管理会議小委員会の審議に使用する言語は、ドイツ語、英語およびフランス語とする。

(2) 管理会議小委員会に提出する文書および管理会議小委員会の審議についての議事録は、第一項中に掲げられている三言語で作成する。

第二〇条 管理会議小委員会の個別的権能

(1) 管理会議小委員会は、以下の諸規定を改正する権限を有する。

(ア) この条約中に定められている期限のうちヨーロッパ特許庁に対して遵守すべきもの

(イ) 施行規則

(2) 管理会議小委員会は、この条約と一致することを条件として、以下の諸規定を制定し改正する権限を有する。

(ア) 財政規定

(イ) 手数料規則

(ア) 管理会議小委員会規則

第二一条 投票権

(1) 当条約締約国だけが、管理会議小委員会において投票権を有する。

(2) 当条約の各締約国は、第二十三条の適用がある場合を除き、各一票を有する。

第二二条 投票

(1) 管理会議小委員会における決定には、第一項の場合を除き、出席しかつ投票した当条約締約国の単純多数を必要とする。

(2) 第二〇条および第二五条(ア)により管理会議小委員会の権限とされている事項の決定については、出席しかつ投票した当条約締約国の四分の三の多数を必要とする。

(3) 白票は投票とみなさない。

第二十三条 累積投票

手数料規則の制定および改正ならびに当条約締約諸国による決定においてヨーロッパ特許機構に支払われた額を控除した収益ならびにこの財政上の負担が増大することになる場合における第二

五条(フ)による決定については、ヨーロッパ特許条約第三六条による投票を行なう。この場合において、「当条約締約国」という語は、この条約の締約国と理解すべきものとする。

ツバ特許条約第三九条および第一四七条によりヨーロッパ特許機構に支払われた額を控除した収益ならびにこの条約の実施にあたってヨーロッパ特許機構が得たその他のすべての収益は、第一項によりこの条約の締約諸国に分配する。

(3) この条約の発効と同時に、いかなる条件の下でかいつかなる日から第一項および第二項中に定められていく財政に関する定めを、ヨーロッパ共同体の発展を顧慮しつつ共同財政に基づく別異の規則によって置き代えることができるかについての必要な検討作業を開始する。右の規則は、当条約の締約国がヨーロッパ特許条約に基づき支払うことを要する額ならびにヨーロッパ特許条約に基づき当条約の締約国に支払われる額を包含することができる。右の作業の終結に際して、本条および場合によって第一三条の規定は、委員会の提案に基づくヨーロッパ共同体理事会の全員一致の決定により、変更す

(2) 手数料規則に基づき納付された手数料からヨーロッパ特許条約第三九条および第一四七条によりヨーロッパ特許機構に支払われた額を控除した収益ならびにこの条約の実施にあたってヨーロッパ特許機構が得たその他のすべての収益は、第一項によりこの条約の締約諸国に分配する。

第四節 財政規定

第二十四条 財政上の義務と収益

(1) ヨーロッパ特許条約第一四六条に基づき当条約の締約国が支払うべき額は、ヨーロッパ特許条約第四〇条第三項中に掲げられている割当率に応じて当条約の各締約国につき定められる財政負担によつて、支弁する。

(2) 手数料規則に基づき納付された手数料からヨーロッ

第一五条 予算に関する管理会議小委員会の権限

以下の事項は、管理会議小委員会の権限とする。

(ア) この条約の実施と関連した収支について毎年予

算を確定し、場合により、ヨーロッパ特許庁長官

から提案された予算の補正または追加を承認する

ことならびにその執行を監視すること

(イ) この条約の実施と関連する支出の場合には、ヨ

ーロッパ特許条約第四七条第二項中に規定されて

いる同意を与えること

(ウ) この条約の実施に関連するヨーロッパ特許機構

の年次決算報告書およびヨーロッパ特許条約第四

九条第一項により任命された会計監査委員の作成

した報告書の関係する部分を承認すること、なら

びに、ヨーロッパ特許庁長官の責任を解除すること

と

第二六条 手数料規則

手数料規則は、とくに手数料の額および手数料徴収の方法について定める。

第一章 特許実体法

第一節 共同体特許を取得する権利

第二七条 共同体特許を取得する権利の主張

(1) 共同体特許がヨーロッパ特許条約第六〇条第一項

の意味における権利者でない者に付与されたときは、同

条により権利を有する者は、その他の請求のほか、共同

体特許の移転を請求することができる。

(2) 共同体特許を取得する権利の一部だけを有している者は、共同体特許についての共有関係の承認を、第一項により請求することができる。

(3) 第一項および第二項による権利は、ヨーロッパ特許公報中においてヨーロッパ特許付与の公告がなされた日から二年の除斥期間内に訴えによってのみ主張することができる。ただし、特許所持人が、特許付与の際また

はその後における特許取得の際、共同体特許を取得する権利を有していないことを知っていたときは、このかぎりでない。

(4) 裁判手続が開始したときは、その旨が共同体特許記録簿中に記載される。確定した終局裁判または手続中におけるその他の決定も、同様に、記載される。

第二八条 権利者交代の効果

(1) 第二七条中に掲げられている裁判手続により共同体特許の所持人が完全に交代したときは、共同体特許記録簿への権利者の登録とともに、実施権およびその他の権利は消滅する。

(2) 裁判手続の開始前に、

(ア) 特許所持人がこの条約の一締約国の主権領域内においてその発明を実施しもしくは実施のための実効的でかつ真剣な準備をしていた場合において、または、

- (イ) 実施権者がこの条約の一締約国の主権領域内においてその発明を実施しもしくは実施のための実効的でかつ真剣な準備をしていた場合において、
- その者が、共同体特許記録簿中に登録された新たな特許権者に対し、非排他的実施権の付与を申し立てたときは、その者は実施を継続することができる。申立ては、施行規則中に定められている期間内になされなければならぬ。実施権は、適當な期間内にかぎり適當な条件の下で、付与される。
- (3) 特許所持人または実施権者が発明の実施を始めた時または実施のための準備を始めた時に悪意であったときは、第二項は適用しない。

第二節 共同体特許およびヨーロッパ特許出願の効力

第二九条 発明の直接的実施の禁止

共同体特許は、第三者が特許権者の同意なしに以下の行為をすることを禁止する権利を、特許権者に与える。

(ア) 特許の対象である産物を製造し、提供し、拡布しもしくは使用しましたは右目的のために輸入しもしくは占有すること

(イ) 特許の対象である方法を実施することまたは、特許権者の同意なしにその方法を実施することは

禁止されている旨を知っているときは周囲の事情からこれが明らかであるときは、当条約の締約国内においてその方法の実施を提供することによって直接製造された特許の対象である方法によつて直接製造された産物を提供し、拡布しもしくは使用しましたは右目的のために輸入しもしくは占有すること

第三者が右手段を、当該特許発明を実施する権利を有する者以外の者に、当条約締約国の主権領域内における発明の実施のため、特許権者の同意なくして、当条約締約国 の主権領域内において提供しましたは引き渡すことを禁止する権利を、特許権者に付与する。

(2) 手段が通商において一般的に入手可能な産物であるときは、第一項は適用しない、ただし、第三者が供給を受けた者に第二十九条において禁止されている行為をさせたときは、このかぎりでない。

(3) 第三一条(ア)ないし(ウ)中に掲げられている行為を行なう者は、第一項の意味において発明を実施する権限を有する者とみなさない。

第三〇条 発明の間接的実施の禁止

(1) 発明の本質的構成要素に関するある手段が発明の実施に適しておりかつ発明を実施するためのものである

ことを第三者が知っているときまたは周囲の事情からこれが明らかであるときは、共同体特許は、さらに、その

第三一条 共同体特許の効力の制限

共同体特許権は、以下の行為には及ばない。

(ア) 私的領域において非産業的目的のためになされる行為

(イ) 特許発明の対象に關して実験目的のためになさること

れる行為

(カ) 薬局において医師の処方に基づき個別的なされる薬剤の直接的な調合、ならびに、右方法により調合された薬剤に關する行為

(カ) 一九四四年一二月七日の国際民間航空条約第二七条中に規定されている行為、ただし、その行為が同条の適用される国家でかつこの条約の締約国でない国家の航空機に關する場合にかぎる

(イ) 工業所有権の保護に關するパリ条約同盟国

ちこの条約の締約国でない国家の船舶が、一時的に

または偶發的に、当条約締約国の領海に入った場合において、当該船舶の船体、機械、船具、装

置およびその他の従物につき、特許発明の対象をもつぱらその船舶の必要のために使用すること

(カ) 工業所有権の保護に關するパリ条約同盟国うちこの条約の締約国でない国家の航空機または車両が、一時的にまたは偶發的に、当条約締約国のか主権領域に入った場合において、特許発明の対象

を当該航空機もしくは車両またはそれらの従物の製作に際して使用したは運行のために使用する

第三十二条 共同体特許権の消尽

共同体特許により保護を受けている產物が、特許権者によりまたは特許権者の明示の同意を得て、当条約締約国のいずれか一国内において拡布されたときは、共同体特許権は、爾後その產物に關し当条約の締約諸国の中の領域内で行なわれる行為には及ばない、ただし、共同体法の定めるところにより共同体特許権がかかる行為に及ぶことを正当とする理由があるときは、このかぎりでない。

第三十三条 審査手続および異議手続中におけるクレーム

の翻訳

(1) 出願人は、ヨーロッパ特許付与の基礎となつたクレームのドイツ語、英語またはフランス語を公用語としない当条約締約国の公用語の一つへの翻訳を、施行規則中に定める期間内にヨーロッパ特許庁へ提出しなければならない。

なす、ただし、施行規則中に定める期間内にこれらの行為がなされかつ割増手数料が納付されたときは、このかぎりでない。

当条約締約国の公用語の一つへの翻訳を、施行規則中に定める期間内にヨーロッパ特許庁へ提出しなければならない。

権利

(1) 第一項は、異議手続において変更されたクレームにこれを準用する。

(2) クレームの翻訳は、ヨーロッパ特許庁がこれを公開する。第一項は、ヨーロッパ特許付与の公報がなされた日までの間については、ヨーロッパ特許の付与後は共同体特許により禁止されるべき方法でその発明を実施した者に対し、事情に応じた相当な補償を請求することができる。

(3) 出願人または特許権者は、施行規則中に定められている期間内に、翻訳されたクレームの公開手数料を納付しなければならない。

(4) 第一項および第二項中に規定されている翻訳が必要な期間内に提出されないときまたは翻訳されたクレームの公開手数料が必要な期間内に納付されないときは、共同体特許権の効力は当初から発生しなかつたものとみ

第三四条 出願公開後のヨーロッパ特許出願から生じる

(1) 当条約締約国を指定国とするヨーロッパ特許出願の出願公開の時からヨーロッパ特許付与の公報がなされた日までの間については、ヨーロッパ特許の付与後は共同体特許により禁止されるべき方法でその発明を実施した者に対し、事情に応じた相当な補償を請求することができる。

(2) この条約の各締約国は、当条約締約国を指定国とするヨーロッパ特許出願の手続語が自国の公用語の一つでない場合につき、自国の主権領域内において行なわれる発明の実施については、第一項中に掲げられている権利を、出願人の選択に従い、次のいずれかの日以後にか

ぎつて出願人に与える旨、定めることができる。

(ア) クレームの当該国家の公用語の一つへの翻訳が

当該国家の管轄を有する官庁に提出されかつその

翻訳されたクレームが公開された日

(イ) 右翻訳が当該国家においてその発明を実施して

いる者に伝達された日

還を請求することができる

第三十五条 共同体特許の撤回および無効の効果

(1) この条約の締約国を指定国とするヨーロッパ特許

出願およびその出願に基づき付与された共同体特許について本節中に規定されている効果は、特許無効が宣告された範囲においては、当初から発生しなかつたものとみなす。

(2) 特許所持人の故意または過失ある行為に基因する損害の賠償請求権に関する各国内法の規定ならびに不当利得に関する各国内法の規定を除き、共同体特許の撤回または無効の遡及効は、以下のものには及ばない。

第三十六条 侵害の場合における国内法の補充的適用

(1) 共同体特許の効力は専らこの条約によって定まる。なお、共同体特許の侵害は、当該締約国の国際私法の規定により他の締約国の中の適用すべきものとされるときのほか、当該事案の係属している裁判所が所在する国家において国内特許侵害に適用される国内法の規定による。

(2) 適用されるべき手続法は第七四条によつて定める。

(3) 第一項および第二項は、当条約締約国を指定国とするヨーロッパ特許出願に、これを準用する。

いっては、共同体特許に対しても同様とする。

第三八条 先使用権および人的占有権

- (1) 当条約締約国の一国においてある発明に対しても国内特許が付与されればその発明につき先使用権または人的占有権を有すべきであった者は、その発明を対象とする共同体特許に対しても、当該国家内において、右先日以後に出願公開された国内特許は、その出願日後に出願日または優先日を有する共同体特許に対する出願権と同一の権利を有する。
- (2) 共同体特許により保護を受けている産物が第一項中に掲げられている権利者によって当該国家内で拡布された後は、共同体特許権は、その産物に關し当該国家領域内でなされる行為には、及ばない、ただし、当該国家法が国内特許につきその旨を定めている場合にかかる。

(2) 発明の秘密保持に關する国内法のため出願公開されなかつた当条約の一締約国における国内特許出願また

は国内特許が、後の出願日または、優先権主張がなされているときは、後の優先日を有する国内特許に対しても、先願権としての効力を有すべきときは、当該国家内にお

第三節 国内の権利

第三七条 国内の先願権

- (1) この条約の一締約国において、共同体特許の出願日以後にまたは、優先権主張がなされているときは、優先日以後に出願公開された国内特許は、その出願日または優先日を有する共同体特許に対する出願権と同一の権利を有する。
- (2) 発明の秘密保持に關する国内法のため出願公開されなかつた当条約の一締約国における国内特許出願または国内特許が、後の出願日または、優先権主張がなされているときは、後の優先日を有する国内特許に対しても、先願権としての効力を有すべきときは、当該国家内にお

第四節 財産の対象としての共同体特許

第三九条 共同体特許の国内特許としての取扱い

- (1) この条約中に別段の定めのないかぎり、財産の対

象としての共同体特許は、一体としてかつそれが効力を有する全主権領域について、ヨーロッパ特許条約中において規定されているヨーロッパ特許記録簿上明らかなる場所が所在する締約国の国内特許として取り扱われる。

(ア) 出願人がヨーロッパ特許出願の日に有していた住所または本店

(イ) (ア)の要件が満たされないときは、出願人が出願の日に有していた営業所

(ウ) (ア)および(イ)の要件が満たされないときは、出願人の代理人のうちヨーロッパ特許記録簿中で筆頭に登録されている代理人がその登録の日に有して

第四〇条 権利移転

(1) 第一項(ア)、(イ)または(ウ)の要件が満たされないときは、第一項により基準とされるべき締約国はドイツ連邦共和国とする。

(3) 複数の者がヨーロッパ特許記録簿中において共同

出願人として登録されているときは、第一項の適用にしては、筆頭に記載されている共同出願人を基準とする、筆頭に記載されている出願人について第一項の要件が満たされないときは、順次それ以後に記載されている共同出願人を基準とする。共同出願人の全員について第一項の要件が満たされないときは、第二項を適用する。

(4) 第一項ないし第三項によって定まる国家内において国内特許に対する権利の法的有効性がその国内特許記録簿への登録にかかるときは、共同体特許に対する権利は、共同体特許記録簿へ登録されたときにから、法的な効力を有する。

(1) 法律行為による共同体特許の移転は書面によりこれをなすことを要し、かつ、契約両当事者の署名を必要とする、ただし、移転が裁判所の裁判に基づくときはこのかぎりでない。

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約

(2) 第二八条第一項の場合を除き、権利移転は権利移転の時までに第三者が取得した権利に影響を与えるものではない。

(3) 権利移転は、施行規則中に定められている添付書類から明らかとなる範囲においてのみ、かつ、共同体特許記録簿に登録された時から対抗力を有する。ただし、

未登録の権利移転は、移転後権利を取得した第三者での権利の取得時に権利移転を知っていた者に対しては、対抗力を有する。

第四一条 強制執行手続

共同体特許に対する強制執行については、第三九条によつて定まる当条約締約国内の裁判所および官庁が専ら管轄を有する。

第四二条 破産手続または破産類似の手続

(1) この領域につき当条約の締約諸国そのため共通の規

定が効力を有するに至るまでは、共同体特許は、破産手続または破産類似の手続が最初に開始した当条約締約国においてのみ、その手続の対象となる。

(2) 第一項の規定は、共同体特許が共有の場合には、共有権者の持分についてこれを準用する。

第四三条 契約による実施権

(1) 共同体特許は、その全部または一部につき、共同体特許が効力を有する領域の全部または一部について、実施許諾の対象とすることができる。実施許諾は、排他的または非排他的にこれを行なうことができる。

(2) 第一項による実施権の制限に違反する実施権者に対する対抗力は、共同体特許権を主張することができる。

(3) 第四〇条第二項および第三項は、共同体特許に対する実施権の付与または移転にこれを準用する。

第四四条 実施許諾用意

(1) 共同体特許権者が、適當な報酬と引き換えに、だれに対しても発明の実施を許諾する用意がある旨、ヨーロッパ特許庁に対して書面で宣言したときは、その宣言後

当該共同体特許につき履行期の到来する年次手数料を減額する、減額すべき金額については手数料規則中において定める。第二七条中に掲げられている裁判手続により

共同体特許権者の完全な交代があった場合には、実施許諾用意の宣言は、共同体特許記録簿への権利者の登録と

ともに、撤回されたものとみなす。

(2) 実施許諾用意の宣言は、発明を実施する旨の通知が特許権者に対するなされるまではいつでも、ヨーロッパ特許庁に対する書面によつて撤回することができる。撤回はその通知の到達とともに効力を生ずる。減額を受けた年次手数料は撤回後一月以内に納付されるべきものとする、第四九条第二項を適用する、ただし、六月の期間は右期間の経過後から開始する。

(3) 実施許諾用意の宣言は、共同体特許記録簿中に排

他的実施権が登録されているときまたは排他的実施権の登録の申立てがヨーロッパ特許庁になされているときは、これをすることができない。

(4) 実施許諾用意の宣言に基づき、だれでもが実施権者として、施行規則の定めるところにより、発明を実施する権利を有する。実施許諾用意の宣言に基づく実施権は、この条約においては、契約による実施権として取り扱う。

(5) 無効部は、当事者の一方の書面による申立てに基づき、適當な額の報酬を定めまたは定められた報酬額が明らかに不適當となる事情が発生したときもしくは右事情が公けとなつたときはこれを変更する。無効手続の特殊性のため適用を相当としないものを除き、無効手続に関する諸規定を準用する。管理費用が納付された時に申立てがなされたものとみなす。

(6) 実施許諾用意の宣言がなされた後は、共同体特許記録簿への排他的実施権の登録申立てをすることは許さ

れない、ただし、実施許諾用意の宣言が撤回されたときはまたは撤回されたものとみなされるときはこのかぎりでない。

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約

第四十五条 財産の対象としてのヨーロッパ特許出願

(1) 第三十九条ないし第四三条を、当条約締約国を指定

国とするヨーロッパ特許出願に準用する。この場合にお

いては、共同体特許記録簿に代えて、ヨーロッパ特許条約中に定められているヨーロッパ特許記録簿をあてる。

(2) 第一項中に掲げられているヨーロッパ特許出願につき第三者が取得した権利は、その出願に基づき付与された共同体特許についてもなおその効力を有する。

第五節 共同体特許に対する強制実施権

第四十六条 強制実施権

(1) 国内特許に関し強制実施権について規定している

当条約締約国の法は、共同体特許にこれを適用する。共

同体特許について付与された強制実施権の範囲および効果は当該締約国の領域に限定する、第三二条は適用しない。

(2) この条約の締約国は、強制実施権に対する報酬につき少なくとも最終審で法律上の手段が開放されている旨、定めなければならない。

(3) 国内官庁は、ヨーロッパ特許庁に対し、共同体特許について強制実施権を付与した旨を、可能なかぎり通知するものとする。

(4) この条約の適用に際しては、強制実施権とは、官庁のための実施権および公共の利益のための特許発明の実施権をも含むものとする。

第四十七条 不実施または不十分な実施を理由とする強制実施権

この条約の一締約国において製造された特許保護にかかる産物が他の締約国の領域において当該国家領域内に

おける需要に十分な程度に拡布されているときは、右他の締約国においては、不実施または不十分な実施を理由とする共同体特許への強制実施権はこれを付与することができない。ただし、公共の利益のために付与される強制実施権については、このかぎりでない。

第四八条 利用特許のための強制実施権

後願の利用特許のため先願の特許について強制実施権

を付与する旨を定めた当条約締約国の法は、共同体特許と国内特許との関係ならびに共同体特許相互間の関係に、これを適用する。

第三章 共同体特許の維持、消滅、制限および無効

第一節 維持および消滅

第四九条 年次手数料

(1) 共同体特許に対しても、施行規則の定めるところにより、ヨーロッパ特許庁に年次手数料を納付すべきも

のとする。年次手数料は、ヨーロッパ特許条約第八六条第四項中において示されている年次に接続する年次について、これを支払わなければならない、ただし、出願日から起算して二年以内についてはこのかぎりでない。

(2) 年次手数料が支払期日までに納付されなかつたときでも、割増手数料が同時に納付されるときは、年次手

数料は、なおその支払期日後六月以内は、有効にこれを納付することができる。

(3) ヨーロッパ特許付与の記載がなされた日から二月以内に共同体特許に対する年次手数料の支払期日が到来する場合においてその期間内に年次手数料が納付されるときは、有効に納付されたものとみなす。割増手数料は徴収しない。

第五〇条 放棄

(1) 共同体特許は、その全範囲についてのみ、これを放棄することができる。

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約

(2) 放棄は、特許権者がヨーロッパ特許庁に対しても書面で宣言することによって、これを行なう。放棄は、共同体特許記録簿に登録された時に、効力を生じる。

(ウ) 年次手数料および場合によっては割増手数料が、必要な期間内に、納付されないとき

(3) 共同体特許記録簿中に物的権利を有する者の登録がなされているときまたは第三者のため第二七条第四項第一文による登録がなされているときは、その者の同意があるときにかぎり、放棄の登録を行なう。共同体特許記録簿中に実施権が登録されているときは、特許権者が前について実施権者に放棄の意思を通知していた旨疎明したときにかぎり、放棄の登録を行なう。登録は、施行規則中に定められている期間の経過後に、これを行なう。

(3) 年次手数料および場合によっては割増手数料が、必要な期間内に、納付されないとき

(4) 共同体特許は、第五四条第四項中に規定されている日時に、維持されなかつた範囲において、消滅する。

(3) 年次手数料および場合によっては割増手数料が必要な期間内に納付されなかつたことによる共同体特許の消滅は、年次手数料の支払期日に生じたものとみなす。

(4) 共同体特許の消滅については、特許管理部または、無効部もしくは無効院に手続が係属しているときは、その無効部もしくは無効院が決定を行なう。

第五一条 消滅

(1) 共同体特許は、以下の場合に消滅する。

(ア) ヨーロッパ特許条約第六三条による存続期間の満了

(イ) 第五〇条に則り特許権者が放棄したとき

第二節 制限手続

第五二条 制限申立て

(1) 共同体特許は、特許権者の申立てに基づき、クレーム、発明の説明または図面を変更することによって、これを制限することができる。当条約締約諸国的一部だけについて共同体特許を制限する申立ては、第三七条第

一項の場合にかぎり、これをすることができる。

- (2) 異議申立期間内または異議手続もしくは無効手続の係属中は、制限申立てをすることができない。

(3) 制限申立ては、書面により、ヨーロッパ特許庁に提出すべきものとする。制限申立ては、制限手数料が納付された時になされたものとみなす。

- (4) 第五〇条第三項を制限申立てに準用する。

(5) 制限手続中に共同体特許の無効申立てがなされたときは、無効部は、無効申立てに対する決定が確定するまで、制限手続を中断する。

第五二条 審理

(1) 無効部は、変更を受けた共同体特許を維持するこ^(ア)とが第五七条第一項(ア)ないし(イ)中に定められている無効原因と相容れるか否かについて、審理する。

(2) 制限申立てを審理するに際しては、無効部は、施行規則の定めるところに従つてこれを行ない、必要があ

るときはいつでも、特許権者に対し、無効部の定める一定期間内にその照会について意見を述べるよう催告する。

(3) 特許権者が必要な期間内に第二項による催告に応じないとときは、制限申立ては取り下げられたものとみなす。

第五四条 制限申立ての棄却または共同体特許の制限

(1) 無効部は、第五三条中に定められている審理の結果、変更を認容することができないと考えるときは、制限申立てを棄却する。

(2) 無効部は、特許権者により制限手続中においてなされた変更を考慮すれば、第五七条中に定められている無効原因と共同体特許の維持とは相容れないものではないと考える場合において、以下の要件が満たされているときは、共同体特許を制限する決定を行なう。

(ア) 無効部が特許を制限しようとしている文言に特

許権者が同意していることが、施行規則の定めるところにより確定していること

(1) 手続語を公用語としない当条約締約国の公用語の一つへの変更されたクレームの翻訳が、施行規則中に定められている期間内に提出されていること

(2) 新しい特許明細書のための印刷手数料が、施行規則中に定められている期間内に納付されていること

(3) 翻訳が必要な期間内に提出されないときまたは新しい特許明細書のための印刷手数料が必要な期間内に納付されないときは、制限申立ては取り下げられたものとみなす、ただし、施行規則中に定められている期間内に割増手数料の納付とともにその行為が追完されたときは、このかぎりでない。

(4) 共同体特許を制限する決定は、共同体特許公報中でその旨が記載された日から効力を生ずる。

第五五条 制限手続における新しい特許明細書の刊行

共同体特許が第五四条第二項により制限を受けたときは、ヨーロッパ特許庁は、制限の決定がなされた旨の公表と同時に、変更された発明の説明、クレームおよび図面があるときはその図面を含む新しい共同体特許明細書を刊行する。

第五六条 無効申立て

第三節 無効手続

(1) だれでも、ヨーロッパ特許庁に対し、共同体特許の無効申立てをすることができる、ただし、第五七条第一項(イ)の場合には、共同体特許記録簿中に共同体特許の単独権利者としての登録を請求することができる者が、または、第二七条による共同体特許の共有権者としての登録を請求することができるのであるすべての者が共同して、無効申立てをすることができる。

(2) 第五七条第一項(ア)ないし(イ)の場合には、異議申立

期間内または異議手続の係属中は、無効申立てをすることができない。

- (1) 無効申立ては、以下の中の理由があるときにかぎり、これをることができる。
(2) 無効申立ては、共同体特許が消滅したときでも、これをることができる。

これをすることができる。

- (3) 無効申立ては、共同体特許が消滅したときでも、ものとする。無効申立ては、無効手数料が納付された時になされたものとみなす。

(4) 無効申立ては、理由を付して書面でなされるべきである。

- (5) 申立人は、特許権者とともに無効手続の当事者となる。

(6) 申立人が当条約締約国の一国の領域内にその本店または住所を有しない場合において特許権者からの要求があるときは、申立人は手続費用について担保を給付しなければならない。無効部は、公正な裁量により、担保の額および担保を給付すべき期間を確定する。担保が必要な期間内に給付されないときは、無効申立ては取り下げられたものとみなす。

第五七条 無効原因

- (1) 無効申立ては、以下の理由があるときにかぎり、これをすることができる。
(ア) 共同体特許の対象がヨーロッパ特許条約第五二条ないし第五七条による特許能力を有しないとき

- (イ) 専門家が実施可能な程度に明確かつ完全に発明が開示されていないとき
(ウ) 共同体特許の対象がヨーロッパ特許出願時における内容より広いとき、または、共同体特許がヨーロッパ分割出願もしくはヨーロッパ特許条約第六一条により新たになされたヨーロッパ特許出願に基づくときは、当初の出願時における内容より広いとき

- (エ) 共同体特許の保護範囲が拡大されたとき
(オ) 共同体特許権者が、当条約の全締約国において承認されるべき判決の結果、ヨーロッパ特許条約第六〇条第一項により権利を有しないとされたとき

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約

(カ) 共同体特許の対象が第三七条第一項により特許

能力を有しないとき

(2) 無効原因が共同体特許の一部のみに關するときは、当該共同体特許を無効原因に応じて制限することによつて、無効の宣告を行なう。この制限は、クレーム、

発明の説明または図面の変更をすることによつて、これを行なうことができる。

(3) 第一項(カ)の場合には、国内の特許出願もしくは国内特許が出願公開された当条約締約国についてのみ、共同体特許の無効が宣告される。

第五八条 審理

(1) 共同体特許の無効申立てが受理されうるものであ

るときは、無効部は、共同体特許を維持することが第五七条中に定められている無効原因と相容れるか否かについて、審理する。

第五九条 共同体特許の無効宣告または維持宣言

(1) 無効部は、第五七条中に定められている無効原因が共同体特許の維持と相容れないときには、その共同体特許について無効の宣告をする。

(2) 無効部は、第五七条中に定められている無効原因が共同体特許を変更することなく維持することと相容れないものではないと考えるときは、無効申立てを棄却する。

(3) 無効部は、特許権者により無効手続中においてなされた変更を考慮すれば、第五七条中に定められている無効原因と共同体特許の維持とは相容れないものではな

(2) 無効申立てを審理するに際しては、無効部は、施行規則の定めるところに従つてこれを行ない、必要があるときはいつでも、当事者に対し、無効部の定める一定期間内に、無効部のした決定についてまたは相手方が提出した文書について意見を述べるよう催告する。

いと考える場合において、以下の要件が満たされているときは、共同体特許は変更された範囲において維持される旨決定する。

(ア) 無効部が特許を維持しようとしている文言に特許権者が同意していることが、施行規則の定めるところにより確定していること

(イ) 手続語を公用語としない当条約締約国の公用語の一つへの変更されたクレームの翻訳が、施行規則中に定められている期間内に提出されていること

(ウ) 新しい特許明細書のための印刷手数料が、施行

規則中に定められている期間内に納付されていること

(4) 翻訳が必要な期間内に提出されないとまた新しい特許明細書のための印刷手数料が必要な期間内に納付されないとときは、共同体特許は無効の宣告を受ける、ただし、施行規則中に定められている期間内に割増手数

料の納付とともにその行為が追完されたときは、このかぎりでない。

第六〇条 無効手続における新しい特許明細書の刊行

共同体特許が第五九条第三項により変更を受けたときは、ヨーロッパ特許庁は、無効申立てについて決定がなされた旨の公表とともに、変更された発明の説明、クレームおよび図面があるときはその図面を含む新しい共同体特許明細書を刊行する。

第六一条 費用

(1) 無効手続においては、各当事者は自己に生じた費用を各自負担する、ただし、無効部または無効院が、口頭審理または証拠調べにより生じた費用の分担に関し、公平に合致する限りで、施行規則の定めるところによりこれと異なる決定をしたときは、この限りでない。申立てがあるときは、無効申立てが取り下げられまたは共同

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約

体特許が消滅したときにも、費用の分担について決定をしなければならない。

(2) 無効部事務室は、申立てがあるときは、分担に関する決定に従つて償還されるべき費用の額を確定する。

事務室がした費用額の確定に対しては、施行規則中に定められている期間内に、無効部による決定を求める申立てをすることができる。

(3) ヨーロッパ特許条約第一〇四条第三項を準用する。

第四章 抗告手続

第六二条 抗 告

(1) 無効部および特許管理部がした決定は、抗告によつて取り消すことができる。

(2) ヨーロッパ特許条約第一〇六条ないし第一一一一条を、抗告手続に準用する。

- (5) 法律抗告は、共同体特許が消滅したときでも、こ

第六三条 法律抗告
(1) 抗告に対してなされた無効院の決定は、ヨーロッパ共同体裁判所への法律抗告によって取り消すことができる。法律抗告は停止的効力を有する。
(2) 法律抗告は、重要な方式規定の違背を理由とするとき、ならびに、この条約およびこの条約の実施に際して適用されるべき法規のうち国内法の規定に関しないものの違背を理由とするときにかぎり、これをすることができる。ヨーロッパ共同体裁判所の審理は、無効院の決定中において確認された事実には及ばない。
(3) 法律抗告は、無効院における手続の当事者のうち無効院の決定に不服である者が、これをすることができ
る。
(4) 法律抗告は、無効院の決定の送達後二月以内に、ヨーロッパ共同体裁判所に対してなされるべきものとす
る。

れをすることができる。

(6) ヨーロッパ共同体裁判所が、再度の審理のため、事案を無効院に差し戻したときは、無効院は、事実が同一であるかぎりにおいて、ヨーロッパ共同体裁判所の決定の基礎となっている法的判断に拘束される。

第五章 共通規定

第六四条 手続および代理の一般規定

(1) ヨーロッパ特許条約第七章第一節および第三節の規定は、第一二一条および第一二四条を除き、以下の留保を付して、この条約に準用する。

(ア) 第一一四条第一項は、無効部および無効院についてのみ適用する。

(イ) 第一一六条第二項および第三項は、特許管理部についてのみ適用し、第一一六条第四項は、無効部および無効院についてのみ適用する。

(ウ) 第一二二条は、特別部局における手続のその他

のすべての当事者にも適用する

(エ) 第一二三条第三項は、制限手続および無効手続に適用する

(オ) 「締約国」という語は、この条約の締約国と理解すべきものとする

(2) 第一項(オ)の規定にかかるらず、ヨーロッパ特許庁内に備えられている有資格代理人リスト中に登録されている者のうち当条約締約国の一国の国籍を有さずまたは当条約締約国の主権領域内に営業所もしくは勤務先を有しない者も、以下の要件を満たすときは、共同体特許に関する特別部局における手続において当事者のため有資格代理人として行為する権限を有する。

(ア) その者が、ヨーロッパ特許条約により創設された手続のうち当該共同体特許もしくは当該共同体特許付与の基礎となつたヨーロッパ特許出願に関する手続において当該当事者もしくはその前権利者そのため有資格代理人として行為する権限を与える

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約

られている最後の者であることが、ヨーロッパ特許記録簿上明らかであること

(イ) その者の属している国家またはその者が営業所もしくは勤務先を有している地の国家が、当該国

し、共同体特許記録簿への登録事項を複製するほか、この条約中においてその公開をすることが定められているその他の事項を掲載する。

家の工業所有権に関する中央官庁における代理に

関して、相互性につき管理会議小委員会が定める条件に対応する規定を適用していること

第六五条 共同体特許記録簿

ヨーロッパ特許庁に共同体特許記録簿という名称の特

許記録簿を備え、同記録簿中にこの条約中においてその登録をすることが定められているすべての事項を記載する。だれでも共同体特許記録簿を閲覧することができる。

第六章 共同体特許に関する訴えの管轄と手続

第一節 裁判管轄および強制執行

第六八条 一般規定

この条約中に別段の定めのないかぎり、共同体特許に関する訴えならびにその訴えから生ずる裁判については、一九六八年九月二七日にブリュッセルで調印された民事および商事々件における裁判管轄と判決の強制執行

第六六条 共同体特許公報

ヨーロッパ特許庁は、共同体特許公報を定期的に刊行

に関する条約、以下では執行条約といふを適用する。

第六九条 共同体特許に関する訴えについての国内裁判所の管轄

(1) 共同体特許の侵害を理由とする訴えは、被告が当

条約締約国内に有する住所または住所を有しないときは、営業所の所在する国家の裁判所に提起することができ
る。被告が当条約締約国内に住所も営業所も有しないとき
は、訴えは、執行条約第四条にかかるらず、原告が当

条約締約国内に有する住所または、住所を有しないときは、営業所の所在する国家の裁判所に提起することができ
る。被告および原告が当条約締約国内に住所も営業所も有しないときは、ドイツ連邦共和国の裁判所が管轄を有する。訴えの提起を受けた裁判所は、当条約締約国との領域でなされた侵害行為についても、裁判管轄を有する。

(2) 共同体特許の侵害を理由とする訴えは、当該特許

侵害のなされた地を有する当条約締約国の裁判所に提起することができる。訴えの提起を受けた裁判所は、当該締約国の領域内でなされた侵害行為についてだけ、裁判管轄を有する。

(3) 執行条約第五条第三号および第四号は、共同体特許の侵害を理由とする訴えには適用しない。

(4) 次の場合には、それぞれの裁判所が住所と関係なく専属的管轄を有する。

(ア) 共同体特許に対する強制実施権を対象とする訴

えについては、その強制実施権について適用される国内法を有する当条約締約国の裁判所

(イ) 特許を取得する権利について使用者と被用者が対立している訴えについては、ヨーロッパ特許条

約第六〇条第一項第二文に従ってヨーロッパ特許を取得する権利を定めている当条約締約国の裁判所。裁判管轄の合意は、当該労働契約について適用される国内法がかかる合意を認めているとき

にかぎり、その範囲内で効力を有する。

訴えを提起することができる。

(5) 本条の適用に際し、当事者の住所は執行条約第五

二条および第五三条によって定める。

第七〇条 管轄に関する補充規定

(1)

第六八条および第六九条により裁判管轄を有する

当条約締約国の国内においては、訴えは、当該国家において付与された国内特許に関する訴えにつき土地管轄および事物管轄を有する裁判所へ、提起されるべきものとする。

(2)

第六八条および第六九条は、当条約締約国を指定国とするヨーロッパ特許出願に関する訴えに、これを準用する、ただし、ヨーロッパ特許を取得する権利が主張されているときは、このかぎりでない。

(3) 第六八条および第六九条ならびに第一項および第

二項により、共同体特許に関する訴えにつきどの裁判所も管轄を有しないときは、ドイツ連邦共和国の裁判所に

第七一条 承認および強制執行に関する補充規定

(1)

い。

(2) 共同体特許を取得する権利に関し同一当事者間で相互に抵触する判決がなされたときは、最初に事件が係属した裁判所の判決が承認されるべきものとする。他の判決からは、当該判決の言渡しがなされた国内においても、いかなる権利を主張することもできない。

第七二条 国内の官庁

共同体特許を取得する権利または共同体特許についての強制実施権に関する訴えについては、この条約および執行条約中における「裁判所」という語は、当条約締約国において付与された国内特許に関する同一の訴えにつ

き当該国内法により管轄を有している官庁をも含むものとする。当条約の締約国は、ヨーロッパ特許庁に対し、

第一文に則り管轄を有する官庁を通知し、ヨーロッパ特許庁は、他の締約国に、これを通告する。

第七十三条 ヨーロッパ共同体裁判所による中間裁判

(1) ヨーロッパ共同体裁判所は、国内裁判所に係属して

いる共同体特許に関する手続において、以下の点につ

き、中間裁判の方法で決定を行なう。

(ア) この条約および第二条第三項により共同体特許に強行的に適用されるヨーロッパ特許条約中の規定の解釈

(イ) この条約の施行のために発せられた規定のうち国内法の規定に関しないものの有効性および解釈

(2) 第一項の問題が国内裁判所に提起され、かつ、当該裁判所がその判決をなすにつき右問題についての決定を必要とするときには、当該裁判所は、ヨーロッ

パ共同体裁判所に、右問題についての決定を要請することができる。

(3) 第一項の問題が国内裁判所において係属中で、かつ、当該裁判所の決定は国内法による法的手段によっては取り消すことができなくなる場合には、当該裁判所は、ヨーロッパ共同体裁判所に付託する義務を負う。

第七十四条 手 続 法

第六八条ないし第七〇条中に掲げられている訴えについては、この条約中に別段の定めのないかぎり、同種の訴えに適用される国内手続規定が適用されるべきものとする。

第七十五条 立証責任

(1) 共同体特許の対象が新たな産物の製造方法であるときは、反対の立証があるまでは、他人が製造した同種

の産物は特許方法によつて製造されたものとみなす。

(2) 反対の立証に際しては、製造および企業秘密の保持に關する被告の正当な利益が考慮されるべきものとする。

第七六条 国内裁判所の職務

共同体特許に關する訴えの係属している国内裁判所は、当該共同体特許を有効なものとして取り扱わなければならぬ。

(2) 異議が申し立てられているときまたは共同体特許の制限もしくは無効申立てがなされている場合において裁判所の判決が当該特許の法的効力の有無にかかっているときは、国内裁判所は、当事者の一方の申立てに基づき、かつ、相手方の意見を聞いた後、共同体特許に関する手続を中止することができる。当事者の一方の申立てがあるときは、国内裁判所は、中止申立てに関する決定をするにつき、異議、制限もしくは無効手続の書類を取り寄せなければならない。

第七七条 手続の中止

(1) 当条約締約国とするヨーロッパ特許出願に關する訴えについての国内裁判所の裁判が発明の特許能力にかかるものであるときは、ヨーロッパ特許庁がヨーロッパ特許を付与したはその出願を却下した後でなければ、判決をすることができない。ヨーロッパ特許の付与後は第二項を適用する。

第七八条 保護範囲に關する意見の表明

(1) 特許侵害と関連して共同体特許の保護範囲の問題について判断すべき国内裁判所による侵害手続が第七七条第二項により中止した場合において、ヨーロッパ特許庁が共同体特許の維持を決定したときは、ヨーロッパ特許庁はその共同体特許の保護範囲について意見を述べなければならない。

(2) 第七七条第二項中に定められている以外の場合に、共同体特許の侵害を理由とする手続の係属している国内裁判所は、職権によりまたは当事者の一方の申立てに基づき他の当事者の意見を審尋した後、決定を下す前に、当該共同体特許の保護範囲についてのヨーロッパ特許庁の意見を徵することができる。

(3) 意見の表明は、国内裁判所の見解によれば特許侵害となりうる産物または手続を考慮し、相当な手数料を得て無効院がこれを行なう。意見は裁判所を拘束するものではない。ヨーロッパ特許条約第一一六条第一項を適用する。

(4) 意見を求めるに際し、国内裁判所は、当該裁判所が調査した事実関係、裁判所の質問ならびに場合によりその他有用な資料を、ヨーロッパ特許庁の三公用語のうちの一言語により、ヨーロッパ特許庁に提供する。

特許侵害に関する国内の刑法規は、侵害行為が国内特許に対するものであれば可罰性を有していたときはそのかぎりにおいて、共同体特許の侵害にこれを適用する。

第七章 国内法への影響

第八〇条 重複保護の禁止

(1) 当条約締約国の一国において付与された国内特許の対象をなす発明につき、單一でかつ同一の発明者またはその権利承継人に対し、出願日もしくは、優先権主張がなされていたときは、優先日を同一にする共同体特許が付与されていたときは、その国内特許は、共同体特許が保護する範囲において、次の時点で消滅する。

(ア) 共同体特許に対する異議申立期間が、異議申立てのないまま、徒過したとき

(イ) 共同体特許が維持されたまま異議手続が終結したとき

第七九条 特許侵害の可罰性

(イ) (ア)または(イ)中において掲げられている時点以後

に国内特許が付与されたとき

(2) 共同体特許が爾後に消滅したまは無効宣告を受けたときも、前項の規定に影響を与えるものではない。

(3) 当条約の各締約国は、国内特許が効力を有しなくなつたことおよびその範囲の確認をいかなる手続で行なうかについて、定めることができる。各締約国は、その

国内特許が当初から効力を有しなかつた旨定めることもできる。

(4) 当条約の締約国が別段の定めをしないときは、第一項に規定する時点前は、共同体特許またはヨーロッパ特許出願と国内特許または国内特許出願とにより、重複保護が与えられる。

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約

第八一条 国内特許権の消尽

(1) 当条約締約国の国内特許権は、その特許によって保護されている産物が、特許権者によりもしくは特許権

者の明示の同意を得て、当条約締約国のはずれか一国内において拡布された後は、爾後その産物に関し各国内特許権が付与された国家の主権領域内で行なわれる行為には及ばない、ただし、共同体法の定めるところにより国内特許権がかかる行為に及ぶことを正当とする理由があるときは、このかぎりでない。

(2) 第一項の規定は、同一発明につき他の締約国において付与された国内特許を有する者で第一項中に掲げられている特許権者と経済的な結合関係にあるものが拡布した産物についても、これを適用する。特許の利用に関し一方が他方に對して直接的もしくは間接的に決定的な影響力を行使することのできるとき、または、第三者が二者に対し右同様の影響力を行使することのできるときは、この二者は、本項において、経済的な結合関係にあるものとみなす。

(3) 第一項および第二項の規定は、特許にかかる産物が強制実施権に基づいて拡布されたときは、これを適用

しない。

第八四条 国内の実用新案および実用特許

第八二条 国内特許への強制実施権
第四十七条の規定は、不実施または不十分な実施を理由として付与される国内特許への強制実施権の付与に、これを準用する。

(1) 第三七条、第八〇条および第八一条の規定は、当条約締約国中実用新案または実用特許を法律上認めてい

る諸国家において、実用新案権もしくは実用特許権ならばにそれらの出願について、これを準用する。

(2) 先の出願日または優先権主張がなされているときは先の優先日を伴う実用新案が存するときは特許を実施することができない旨を当条約締約国の法が定めている

ときは、その規定は、第一項にかかわらず、当該国家内における共同体特許についても、これを適用する。

第八三条 出願公開されない国内特許出願もしくは国内特許の効力

(1) 第三七条第二項の適用がある場合には、共同体特許は、国内特許出願もしくは国内特許と同一の発明に関するかぎりにおいて、当該国家内において効力を有しない。

第八章 経過規定

第八五条 執行条約の適用

(2) 第一項により当条約締約国の一国内において共同体特許が効力を有しないことの確認は、その共同体特許が国内特許であれば無効宣告手続において適用されるべき手続に従い、当該締約国において、これを行なう。

執行条約中この条約により適用されるべき規定は、執行条約が未発効である当条約締約国については、当該締約国につき執行条約が発効した時から、当該締約国にこれを適用する。

第八六条 共同体特許とヨーロッパ特許との選択可能性

(1)

ヨーロッパ特許付与の申立て中において出願人が、共同体特許の取得を望まない旨の表示をしたときは、経過期間内に提出されたヨーロッパ特許出願またはその出願に基づき付与されたヨーロッパ特許には、第三項の場合を除き、この条約を適用しない。右表示は撤回することができない。

(3) 第八〇条ないし第八二条および第八四条は、第一項の意味におけるヨーロッパ特許にこれを適用する、ただし、第八〇条および第八四条中における共同体特許ならびに第八一条および第八二条中における国内特許という語はそれぞれヨーロッパ特許と読み代えるべきものとする。

(4)

第一項中に規定されている経過期間は、ヨーロッパ共同体委員会または当条約の一締約国の提案に基づくヨーロッパ共同体理事会の決定により、これを終了させることができる。

(5)

第四項中に掲げられているヨーロッパ共同体理事会の決定は以下の方法によつて行なう。

(ア) この条約発効の日から起算して一〇年間は、全会一致

(イ) 右期間経過後は、特定多数決。この特定多数決

は、ヨーロッパ特許出願中において指定されていた当条約締約国についてのみ効力を有する。

第二文第二ダッシュによつて、定める

第八七条 事後における共同体特許の選択

この条約発効前に当条約の全締約国を指定してなされたヨーロッパ特許出願に基づき付与されたヨーロッパ特

許にも、出願人がヨーロッパ特許条約第九七条第二項(イ)中に掲げられている期間経過前に、ヨーロッパ特許庁に對し、共同体特許を取得したい旨書面によつて表示するときは、この条約が適用されるべきものとする。

第八八条 共同体特許明細書の翻訳に関する留保

(1) 第一四条第九項にかかるわらず、当条約の各締約国

は、署名の際または批准書の寄託の際、共同体特許明細書が公用語の一つで刊行されない場合には特許権者がクレームを除く特許明細書の自国の公用語への翻訳をヨーロッパ特許庁に提出した時から、第二項以下の規定に従い特許権者は当該国家内においてその特許権を主張することができる旨定める権能を留保する宣言をなすことができる。

(2) 特許付与の公告の日から三月以内に翻訳が提出されたときは、特許付与の公告の日からの特許権を主張することができる。

(3) 翻訳が第二項中に掲げられている期間の経過後に提出されたときは、特許権者は翻訳提出の日から特許権を主張することができる。特許付与の公告の日から翻訳提出の日までの間に特許権者の同意なしになされた発明の実施に關しては、特許権者が翻訳提出の後に相当な報酬を求めることのできる限度においてのみ、特許権者に特許権が与えられる。

(4) ヨーロッパ特許条約第九九条第一項中に掲げられている期間の経過後三年以後に翻訳が提出されたときは、第三項第二文中に掲げられている期間内に発明を実施しましたは実施のための実効的でかつ真剣な準備をしていた者はだれでも、相当な条件の下でその発明の実施を繼續することができる。

(5) 第一項により当条約の締約国がなした留保は、ヨ

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約

一 ヨーロッパ共同体委員会または当条約の一締約国の提案に基づきヨーロッパ共同体理事会がその留保の削除を全会一致で決定した時から、効力を失う。

(6) 第一項により留保をした当条約の各締約国は、いつでもその留保を撤回することができる。撤回はヨーロッパ共同体理事会事務総局にあてた通知によつてこれを

なし、通知の到達の日から一月で効力を生じる。

(7) 留保の失効は、留保が効力を失う日までに付与された共同体特許には、及ばない。

この条約の発効後最大限一〇年間効力を有する。ただし、ヨーロッパ共同体理事会は、当条約の一締約国の提案に基づき特定多数決をもつて、右留保をした当条約の各締約国につきその期間を最大限五年間延長することができる。特定多数決は第八六条第五項(イ)によつて定める。

(8) 第一項によりなされた留保は、共同体特許に対する強制実施権の付与に関する共同の規定が適用可能となつた時に、効力を失う。

(4) 第一項により留保をした当条約の各締約国は、いつでもその留保を撤回することができる。撤回はヨーロッパ共同体理事会事務総局にあてた通知によつてこれをなし、通知の到達の日から一月で効力を生じる。

(5) 留保の失効は、留保が効力を失う日までに付与された強制実施権に影響を与えない。

(2) 第一項により当条約の各締約国がなした留保は、

第九〇条 傷害手続に関する留保

(1) 第七六条にかかわらず、侵害手続において国内特許の有効性についても判断することができる国内立法を

有している当条約の各締約国は、署名の際または批准書の寄託の際、共同体特許についての侵害手続の係属している自国の裁判所が、両当事者の同意を得て、当該裁判所が所在する国家の主権領域における共同体特許の効力を

につき裁判することができる旨定める権能を留保する宣言をなすことができる。ただし、この場合には、以下の条件に服するものとする。

(7) 裁判所は、事案を同一にするかぎりにおいて、当該共同体特許の有効性に関するヨーロッパ特許

序がしたかつての判断に拘束される。

(1) 裁判所は、第五七条中に定められている無効原因に拘束されかつこの条約のその他の規定を遵守しなければならない。

(2) 共同体特許は、第一項による留保をした当条約締約国の中においては、当該国家の裁判所が特許

無効の裁判をした範囲内で、無効とする。

(3) 第一項による留保をした当条約締約国における共同体特許の効力については、その共同体特許が国内特許であれば適用されるべき手続において、決定されるべきものとする。

(4) 第一項により当条約の各締約国がなした留保は、この条約の発効後最大限一〇年間効力を有する。ただし、ヨーロッパ共同体理事会は、当条約の一締約国の提案に基づき特定多数決をもって、右留保をした当条約の各締約国につきその期間を最大限五年間延長することができる。特定多数決は第八六条第五項(4)によつて定められる。

(5) 第一項によりなされた留保は、共同体特許に関する争訟についての特別な合意が適用可能となつた時に、効力を失う。

(6) 第一項により留保をした当条約の各締約国は、いつでもその留保を撤回することができる。撤回はヨーロ

ツ・パ・共同体理事会事務総局にあてた通知によつてこれを

る。

なし、通知の到達の日から一月で効力を生じる。

(7) 本条の適用に際しては、裁判所はその所在する当条約締約国の主権領域内において開始された侵害行為に

関する裁判についてのみ、管轄を有する。執行条約第二

一条ないし第二三条は適用しない。

第九一条 その他の経過規定

(1) ヨーロッパ特許条約第一五九条、第一六〇条第二項、第一六一条および第一六三条の規定は、以下の留保を付して、これを準用する。

(ア) 管理会議小委員会は、ヨーロッパ共同体理事会事務総局の招集に基づいて、その第一回総会を開催する。

(イ) 「締約国」という語は、この条約の締約国と理解すべきものとする。

(2) 第一項(イ)にかかわらず、第六四条第二項を適用す

第九章 終結規定

第九二条 施行規則

(1) 施行規則は、この条約と一体をなす。

(2) この条約の規定と施行規則との間に不一致があるときは、この条約の規定が優先する。

第九三条 ヨーロッパ経済共同体条約の規定の優先

この条約中のいかなる規定も、ヨーロッパ経済共同体条約の規定の適用を妨げることはできない。

第九四条 批准

この条約は署名国の批准を必要とする。批准書はヨーロッパ共同体理事会事務局長に寄託する。

第九五条 加盟

(1) ヨーロッパ経済共同体の構成員となるすべての国家は、この条約に加盟することができます。

(2) この条約への加盟書はヨーロッパ共同体理事会事務局長に寄託する。加盟は、加盟書の寄託後三ヵ月日の初日から効力を生じる、ただし、ヨーロッパ特許条約の批准または加盟が効力を生じる時より早くなされることはない。

(3) 当条約締約国は、ヨーロッパ経済共同体の構成員となるすべての国家はこの条約に加盟する義務を負つていることを、確認する。

(4) 当条約締約国と加盟しようとする国家との間で、当該国家の加盟によって必要となるこの条約適用上の詳細を定めるため、特別の協定を締結することができる。

第九七条 適用地域

(1) この条約は、ベルギー王国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、フランス海外県およびフランス海外地域を含むフランス共和国、アイルランド、イタリー共和国、ルクセンブルグ大公国、オランダ王国ヨーロッパ領域ならびにグレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国に、適用される。

(2) 第一項の適用については、グレートブリテンおよび北部アイルランドという表示は、イングランドおよびウエルズ、スコットランドならびに北部アイルランドとヨーロッパ共同体理事会は、全会一致の決定に基づき、ヨーロッパ特許条約の締約国であつてヨーロッパ經

済共同体と関税同盟または自由貿易ゾーンを形成している国家が、当該国家への当条約適用に関する条件と詳細について定めるためこの条約の締約国との間に締結された特別の協定に基づき、この条約への関与を目的とする討議に参加するよう、当該国家に招請することができる。

第九六条 第三国の関与

理解すべきものとする。

(3) この条約は、フェロエ郡島には、適用しない。デンマーク王国はいつでも、ヨーロッパ共同体理事会事務局長に対する通告によつて、この条約はフェロエ郡島に適用される旨、宣言することができる。

(4) オランダ王国は、その批准書中においてまたはその後いつでも、ヨーロッパ共同体理事会事務局長に対する通告によつて、この条約はオランダ領西インド諸島に適用される旨、宣言することができる。

(5) グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国は、その批准書中においてまたはその後いつでも、ヨーロッパ共同体理事会事務局長に対する通告によつて、この条約は同国が外交関係に責任を負っているヨーロッパ地域の一部または全地域に適用される旨、宣言することができる。

(6) 第三項、第四項または第五項中に掲げられている宣言が批准書中においてなされていときは、批准と同

時に効力を生ずる、宣言が批准書の寄託後通告によってなされたときは、その通告は、ヨーロッパ共同体理事会事務局長にそれが到達した日から六月で、効力を生ずる。

(7) 第四項および第五項中に掲げられている国家はいつでも、第四項または第五項による通告によつてこの条約の適用領域となつた主権領域の全部または一部について、この条約は以後適用されない旨、宣言することができる。この宣言は、ヨーロッパ共同体理事会事務局長に通告がなされた日から一年で、その効力を生ずる。

(8) この条約の適用に際しては、第一項、第三項、第四項または第五項中に掲げられている主権領域に境を接している大陸棚の部分は、大陸棚に関する一九五八年四月二九日のジュネーブ条約または同条約を当条約締約国につき改正しもしくは補充するその他の条約によつて限定される沿岸国の主権領域の範囲内においては、その主権領域に属するものとみなす。

第九八条 発 効

この条約は、批准書を最後に寄託する署名国が批准書を寄託した後三月で効力を生ずる、ただし、ヨーロッパ特許条約がこの条約の署名国につきそれ以後に効力を生ずるときは、この条約は、ヨーロッパ特許条約が効力を生ずる時に、効力を生ずる。

第九九条 この条約の存続期間

この条約の存続期間は無期限とする。

第一〇〇条 改 正

当条約締約国の過半数がこの条約の改正を申し出るとときは、ヨーロッパ共同体理事会議長は改正会議を招集する。会議は、管理会議小委員会が準備する。

(3) この条約の一締約国がこの条約から生じる義務に違反している旨ヨーロッパ共同体裁判所が確認するときは、その締約国は右裁判所判決の要求する処置をとらなければならない。

第一〇一一条 」の条約の正文

(1) この条約の解釈または適用につき当条約締約国間課に寄託する、事務局長は、各署名国政府に、証明つき

に争訟が生じ、話しによつて解決がつかないときは、当事国の一ヵ国の求めに応じて、管理会議小委員会が関係諸国間の合意に達するよう努力する。

(2) 管理会議小委員会へ争訟が係属した日から六ヵ月以内に合意が得られないときは、各当事国はその争訟をヨーロッパ共同体裁判所へ持ち出すことができる。

に争訟が生じ、話しによつて解決がつかないときは、当事国の一ヵ国の求めに応じて、管理会議小委員会が関係諸国間の合意に達するよう努力する。

謄本を交付する。

第一〇三条 通告

ヨーロッパ共同体理事会事務局長は、署名国に対し、以下の点について通告する。

(ア) 批准書および加盟書の寄託

(イ) 第八八条、第八九条または第九〇条によってなされた留保および留保の撤回

(ウ) この条約の発効日

(エ) 第九七条に則ってなされた宣言および通告

以上の証拠として、下記の全権委員は、当条約の末尾に署名した。

ルクセソブルグにおいて

一九七五年一二月一五日